事業者のための

マイナンバー対策セミナー

本年１０月より、個人１人１人に対し、マイナンバー（１２桁の個人番号）が通知され、

法人にも１３桁の法人番号が付与されます。そして、平成２８年１月より、「社会保証」

「税」「災害対策」の行政手続きにおいて、マイナンバーが必要となります。

　中小企業の実務においては、社会保険や源泉徴収票などの各種法定調書や被保険者資格

取得届に個人番号や法人番号の記載が必要です。更に、従業員等から預かった個人番号の

取扱には十分な注意が必要となり、漏えい、盗用した場合には、罰則規定もあります。

　当セミナーでは、制度のスタートに先立ち、企業として喫緊に対応すべき実務について

わかりやすく解説いたします。

参加無料

**①マイナンバー制度とは？**

**①マイナンバー制度とは？**

**②企業実務で何が変わる？**

**③企業が取組むべき対策**

**④情報漏えいを防ぐために　など**

～　講義終了後、質疑応答の時間もあります～

**内容**

**②企業実務で何が変わる？**

**③企業が取組むべき対策**

**④情報漏えいを防ぐために　など**

　　　 ～講義終了後、質疑応答の時間もあります～

【講師プロフィール】

税理士

宮 﨑 純 子 氏

平成20年 税理士試験合格。

平成21年 税理士法人土田

税理士事務所に入所。

監査、資産税、相続税、

研修会等を担当。

**案内**

**開催日時　平成27年9月8日(火)　19時 ～ 21時**

**平成27年9月24日(木) 14時 ～ 16時**

**開催場所　東村山市商工会館　３階会議室**

**講　　師　宮﨑純子 税理士**

**申込方法　FAX、電話でお申込みください。**

**両日とも先着３０名で締め切ります**

--　マイナンバー対策セミナー申込書　このままFAX（394-0512）してください　--

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業所名 |  | | |
| 住　　所 |  | | |
| 参加者名 |  | | |
| 電　　話 |  | F　A　X |  |
| 参加日時 | ①9/8（火） ・ ②9/24（木） （参加する方に○をつけて下さい） | | |

問合せ先　東村山市商工会　電話　042-394-0511　FAX　042-394-0512